



真鶴

第 15 号

平成 14 年 5 月

議会だより

発行／真鶴町議会 〒259-0202 神奈川県足柄下郡真鶴町岩244-1 TEL.0465-68-1131
FAX.0465-68-5119



友だちたくさんできるかな



町の花
はまゆう

もくじ

3月定例会	2
一般質問	7

3月 定例会

平成14年度予算総額

70億4,913万9千円を可決!!

前年比9.5%増

平成14年
3月5日～15日

予 算

平成十四年度の当初予算については、各常任委員会に付託され、三月十一日から三日間委員会を開催、各委員から活発な質疑がされ、可決すべきものと決定し、三月十五日の本会議で所管の委員長から審査報告が行われ、原案のとおり可決しました。

施政方針及び予算概要は「広報真鶴」四月号に掲載されています。

平成十四年三月定例会は、三月五日から十五日までの十一日間の会期で開きました。

この定例会では、平成十四年度の一般会計予算ほか八つの特別会計の当初予算をはじめ、条例六件、訴訟の和解一件、補正予算七件が提出され、すべての議案を可決しました。

また、平成十四年度の町の進むべき方向を示す町長の施政方針がありました。

なお、当選人の更正により委員会の構成が一部変わりました。

一般質問は六人の議員が十一項目にわたり行いました。



施政方針報告

平成14年度一般会計・特別会計の予算額

(単位千円)

区 分	平成14年度	平成13年度	前 年 比	
一 般 会 計	3,215,000	3,017,000	6.6%	
特 別 会 計	国民健康保険 (事業勘定)	863,000	848,446	1.7%
	国民健康保険 (施設勘定)	388,650	398,821	△2.6%
	老 人 保 健 医 療	929,874	916,493	1.5%
	下 水 道 事 業	590,890	405,604	45.7%
	真 鶴 魚 座	108,466	107,227	1.2%
	土 地 取 得	4,652	4,808	△3.2%
	介 護 保 険 事 業	406,235	372,052	9.2%
上 水 道 事 業 会 計	542,372	366,018	48.2%	
合 計	7,049,139	6,436,469	9.5%	

条 例

真鶴町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

国家公務員の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律が改正されたことに伴い、国家公務員との均衡を図るため改正がされました。

真鶴町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正がされました。

真鶴町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、育児休業の対象となる子の年齢の引上げに伴い、新たに任期付採用が行えるよう措置されたことによる改正と保健婦助産婦看護婦法についても資格の名称が変更され

たことによるための改正がされました。

真鶴町立小学校、中学校及び幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定について

地方交付税法の一部を改正する法律が平成十三年三月三十日に公布されたことに伴い、市町村立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部が改正され、今まで公務上の災害に対する補償に要する経費は都道府県が負担していたが、これを廃止し、市町村が負担することとなる条例が制定されました。

平成十四年四月一日から施行されます。

真鶴町公民館条例及び真鶴町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について

社会教育法の一部を改正する法律が平成十三年七月十一日公布施行されたことに伴い、公民館運営審議会委員及び社会教育委員の委嘱範囲の拡大並びに委員定数の見直しの改正がされました。

真鶴町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法の一部改正により、商品先物取引引きに係る雑所得等の課税の特例の創設に伴い、国民健康保険税の賦課の特例の規定を設ける改正がされました。

訴訟の和解

訴訟の和解について

横浜地方裁判所小田原支部において係争中の亀ヶ崎観光株式会社との建物等取去土地明渡等請求事件の和解について、地方自治法の規定により提案され、可決されました。

補正予算

一般会計補正予算(第六号)

既定の歳入歳出予算にそれぞれ三千五百九十二万円を追加し、総額を三十一億七千三百三十四

万六千円とするものです。

歳入は、利子割交付金で、実績及び今後の見込みの中で追加、国庫支出金及び県支出金では、保険基盤安定制度負担金の確定を受けての追加、また、諸収入の雑入で、新規に宝くじ収益の交付金制度創設に伴う追加、町債では、美術館建設事業債の借換えによる追加などが主なものです。

歳出は、総務費の財産管理費で、余剰調整による財政調整基金への積立てと上水道事業会計への運転資金として長期貸付金の追加、衛生費では、火葬場費、塵芥処理費及びし尿処理費の管理経費等の不用額整理による減額、また、消防費の常備消防費で、委託事務費の精算分の追加、公債費では、美術館に係る町債繰上償還元金の追加などが主なものです。

国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第三号)

既定の歳入歳出予算にそれぞれ二千三百八十四万一千円を減額し、総額を八億八千三百四十四万一千円とするものです。

歳入は、国庫支出金で、過年度分の一般療養給付費等負担金の追加、療養給付費交付金は、

退職被保険者の医療費の伸びがなかったことによる減額、繰入金では、保険基盤安定制度繰入金等の確定に伴い、一般会計繰入金を追加するものなどです。

歳出は、保険給付費で、一般及び退職被保険者の医療費の推移を見込んでの追加、老人保健拠出金では、額の確定により追加することなどが主なものです。

国民健康保険事業特別会計(施設勘定)補正予算(第三号)

既定の歳入歳出予算にそれぞれ二千二百三十四万九千円を減額し、総額を三億九千三百七十一万五千円とするものです。

歳入は、これまでの実績と三月までを推計し、診療収入、事業勘定繰入金を減額し、使用料及び手数料を追加するものです。

歳出は、総務費で、人件費関係、維持管理に係る需用費の減額と実績による委託料の減額などです。医薬費では、医薬品衛生材料費の薬品代の減額などが主なものです。

下水道事業特別会計補正予算(第二号)

既定の歳入歳出予算にそれぞれ四百十万円を減額し、総額を

三億二千五百一十千円とするもの

です。歳入は、町債で、公共下水道事業債と県貸付金を減額するものです。

真鶴魚座特別会計補正予算(第二号)

既定の歳入歳出予算にそれぞれ五万三千円追加し、総額を一億一千九百三十二万九千円とするものです。

歳入は、諸収入の雑入で、雇用保険精算金を追加するものなどです。

歳出は、年度末まで見込んで一般管理費で、需用費、委託料、公課費の減額と魚座運営基金への積立金の追加、食堂運営費で、報酬等人件費の減額が主なものです。

介護保険事業特別会計補正予算(第三号)

既定の歳入歳出予算にそれぞれ百四十九千円を追加し、総額を三億八千六百三十四万九千円とするものです。

今回の補正予算は、介護サービス給付費の執行見込みを変更したことによるものが主なものです。

歳入は、国庫支出金で、介護給付費負担金の追加、事務費交付金の減額、支払基金交付金で、介護給付費交付金の減額、繰入金で、一般会計繰入金金の追加などが主なものです。

歳出は、総務費で、介護保険料賦課徴収費と介護認定審査会費の減額、保険給付費で、介護サービス給付費の追加、基金積立金で、介護給付費準備基金積立金の追加することなどが主なものです。

上水道事業会計補正予算(第二号)

今回の補正予算は、収益的収入及び支出と資本的支出の補正です。

収益的収入では、営業収益で当初見込んだ水道使用料が伸び悩み減収となるので、給水収益の減額と新設工事の増加に伴う受託工事収益とその他営業収益の追加が主なものです。

収益的支出では、営業費用の原水配水給水費で送水量の増に伴う動力費の追加、減価償却確定による減額と工事による資産減耗費の追加及び企業債利率確

定による減額が主なものです。資本的支出では、建設改良費の工事請負費及び委託料で、事業確定による減額が主なものです。

真鶴町合併問題調査特別委員会が平成十三年十月五日に設置されました。委員は議員全員で、次のとおり委員会を開催しました。

平成十三年十一月十五日
 委員会が平成十三年十月五日に設置されました。委員は議員全員で、次のとおり委員会を開催しました。

平成十三年十二月十七日
 平成十四年一月二十二日
 平成十四年二月十五日
 平成十四年三月八日
 平成十四年三月二十九日

真鶴半島利用計画特別委員会が平成十三年十二月十四日に設置されました。委員は八名で、次のとおり委員会を開催しました。

平成十四年一月二十一日
 平成十四年二月十三日
 平成十四年三月二十八日

3月定例会で審議した議案と結果

議 案 名	審 議 結 果
真鶴町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決 (全員賛成)
真鶴町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決 (全員賛成)
真鶴町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決 (全員賛成)
真鶴町立小学校、中学校及び幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定について	可 決 (全員賛成)
真鶴町公民館条例及び真鶴町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について	可 決 (全員賛成)
真鶴町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	可 決 (全員賛成)
訴訟の和解について	可 決 (全員賛成)
平成13年度真鶴町一般会計補正予算(第6号)について	可 決 (全員賛成)
平成13年度真鶴町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)について	可 決 (全員賛成)
平成13年度真鶴町国民健康保険事業特別会計(施設勘定)補正予算(第3号)について	可 決 (全員賛成)
平成13年度真鶴町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について	可 決 (賛成多数)
平成13年度真鶴町真鶴魚座特別会計補正予算(第2号)について	可 決 (全員賛成)
平成13年度真鶴町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について	可 決 (全員賛成)
平成13年度真鶴町上水道事業会計補正予算(第2号)について	可 決 (全員賛成)
平成14年度真鶴町一般会計予算について	可 決 (全員賛成)
平成14年度真鶴町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)予算について	可 決 (全員賛成)
平成14年度真鶴町国民健康保険事業特別会計(施設勘定)予算について	可 決 (全員賛成)
平成14年度真鶴町老人保健医療特別会計予算について	可 決 (全員賛成)
平成14年度真鶴町下水道事業特別会計予算について	可 決 (賛成多数)
平成14年度真鶴町真鶴魚座特別会計予算について	可 決 (全員賛成)
平成14年度真鶴町土地取得特別会計予算について	可 決 (全員賛成)
平成14年度真鶴町介護保険事業特別会計予算について	可 決 (全員賛成)
平成14年度真鶴町上水道事業会計予算について	可 決 (全員賛成)

委員会の構成

議会運営委員会

委員 長	神野秀子
副委員 長	奥津光隆
委員	青木勝己
	長谷川岩次
	黒岩木茂

総務民生常任委員会

委員 長	青木茂
副委員 長	東谷真由美
委員	青木雅人
	長谷川勝己
	露木八郎
	奥津光隆
	川崎日出男

経済文教常任委員会

委員 長	福井弘行
副委員 長	神野秀子
委員	高田昇透
	青木岩次
	黒岡ノ谷佳子
	岡ノ谷木茂

真鶴町合併問題調査特別委員会

委員 長	青木茂
副委員 長	東谷真由美
委員	高青雅人
	青木勝己
	長谷川岩次
	黒神露木八郎
	奥岡ノ谷隆子
	福青井木行浩
	川崎日出男

真鶴町港湾整備計画特別委員会

委員 長	奥津光隆
副委員 長	東谷真由美
委員	高青雅人
	青木岩次
	露岡ノ谷佳子
	岡ノ谷木茂
	福井弘行

真鶴町広域行政特別委員会

委員 長	川崎日出男
副委員 長	青木雅人
委員	青木透己
	長谷川勝秀
	神露木八郎
	奥野津光佳
	岡ノ谷隆子
	青木浩茂

真鶴半島利用計画特別委員会

委員 長	福井弘行
副委員 長	青木勝己
委員	長谷川岩次
	黒露木八郎
	奥津木茂
	青川崎日出男

(当選人の更正により委員会の構成が一部変わりました)

あなたも議会の傍聴してみませんか

議会の傍聴は町政の動きや議員活動、議会運営などを知る最も良い方法です。手続きは簡単です。お気軽におでかけください。

次の定例会は、6月に行われます。日程などは5月下旬の議会運営委員会で決まります。詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。

☎68-1131
内線 362~363



Q1 市町村合併 について

なぜ、市町村合併問題が急浮上してきたのか。それには理由がある。

第一に、国の合併推進政策が背景にあります。「自治体数を合併後には一千にする」の方針を内閣が決定。市町村合併特例法の期限は2005年3月までと決め「早くしないと電車に乗

り遅れるよ。」とアメとムチの財政誘導により、合併推進策が行われている。

第二は、これまで「明治、昭和の大合併」があった。「平成の合併」には前進面が全くないと思うが、住民への利益はどんなものがあるか。

第三に、安上がりの自治体づくりと財界に都合のよい自治体への再編が目的ではないか。

第四は、国の財政支援のメリツトは短期的なもの、デメリツトは未来永劫に続くのではないか。

第五に、合併が真鶴町民の暮

らしと福祉、利便性にどう影響を与え、行財政基盤が強化されるのか、の観点から考えるべきである。

私は国の押しつけには反対であるが、この問題はあくまで住民の意志を最大限尊重して決めるべきだ。これが不動の立場である。健全財政といわれる町が他の市町村と合併すると町民の負担が増えないか。

また財政危機があげられているが、自治体の規模を大型化することでは解決できない。自然環境の保全やまちづくり計画を大切にするためにも合併問題は住民の徹底した論議を保障し、慎重に対応してもらいたい。

回答

地方財政基盤に対する危機感があります。町は確かに健全財政を誇っていますが、地方交付税は将来必ず減らされます。その前に湯河原町と一緒にやって足腰を強くしていこうと三年前から話してきました。

もし六月の町長選で当選を果たしたら両町の行政、議会、住民などによる任意の合併協議会を立ち上げたい。そして、湯河原町と真鶴が一緒になった場合

にはどのような町ができるか「調査研究し、新しいまちづくりなど」町民とのキャッチボールをしていきたいと考えています。

法定協議会の設置は湯河原との合併を前提に進めることになるが、その前の任意の協議会は合併の是非を含めて検討する、町民に適切な判断材料を提供していきたいと思っています。

Q2 生活排水 処理の 推進を

真鶴の美しい海を取り戻し、生活環境をよくするために生活污水対策が急がれている。生活排水処理の方法では公共下水道方式、合併処理浄化槽を設置する、それぞれ大事な方法である。

この事業への理解と関心を深めていく上で下水道課の「カエル通信」が広報真鶴にこれまでに三十三回掲載されてきているが、真鶴町下水道条例の制定など、今後のスケジュールと方針を伺う。

回答

公共下水道計画と合併処理浄化槽による生活排水処理の推進についてお答えします。これまで毎月発行している町広報誌の「カエル通信」等でも公共下水道と合併処理浄化槽の整備手法の違いを説明してきました。下水道の概要と事業着手からの投資額を申し上げると全体整備区域面積は一七五ヘクタール、認可面積地二五ヘクタールの整備に努めています。平成十二年度末の総事業費、投資額は約二十三億円、そのうち真鶴の事業費が十三億円、湯河原への負担金が十億円という内容です。財源は、国県支出金十二億円、起債は約九億円、残りは一般財源約二億円となっています。

起債の元利償還の五〇％は交付税措置がされています。また一部でいわれるような特定地域生活排水処理事業による整備は、環境省所管の事業で、合併処理浄化槽の面整備は当町では特定地域に該当せず、この手法による整備は不可能です。しかし、下水道区域外の地域での合併処理浄化槽の設置には補助制度により対応しています。供用開始に向け、今後、条例等の整備に

努めていきます。

Q3 真鶴 ビューポイントの 設定を

湯河原と違い行政区域の狭い真鶴だからこそできるイベントの一つとして、町内外の人たちによる真鶴ビューポイント設定のための写真コンテストを企画してはどうか。

景観や日常生活の様子など、この町らしさのじみ出るような作品を通して、より広く町のよさを知ってもらい、観光客誘致にも役立つ写真集をつくり宣伝に使うなど、さまざまな可能性が広がると思う。

毎年でなくても、回を重ねることにより、ビューポイントを次々に設定、表示する喜びを共有する機会ともなるのでは。

回答

既にウエスト4実行委員会という民間団体による事業の一つとして、本年一月十二日から五月十日まで「コンシエルジェオ

おすすめフォトラリー」を実施。応募者の中から抽選により二百五十人にプレゼントを提供。

また、神奈川県と二市八町でつくる「神奈川ウエスト花と水の交流圏めぐり」では、「フォト&スタンプラリー」を実施。応募者の中から抽選で百四十人に旅行券や地元の特産品をプレゼントしました。また、町の観光協会においても、宿泊を伴う写真コンテスト等の企画を検討しています。

町としては、これらの民間団体の活動に対する保護育成が最も重要な役割と認識。活動を支援して、写真コンテストによる観光の誘客宣伝につながる事業として定着するよう十分な連携をとりながら観光振興を推進していきたいと考えます。

Q4 枯損木撤去と 海岸散策路の 設置を

岩海岸の枯損木の林立は、立ち入り禁止や落下物注意の看板があるにせよ、強風などにより海岸にまで落下する可能性がないとは言えない。また、弁財天

の祠にいたる参道も、私道とはいえ崩れている。危険を避けるため、一日も早い対策が望まれるが、行政の対応はどうなっているか。

回答

岩海岸の大浦付近の枯損木の伐採については、昨年末から地権者と交渉し、二人の個人より



岩海岸

は国の漁村生活環境改善計画推進に沿って、県の漁業集落環境整備事業の中に位置づけ、現在、町の基本計画を作成する段階にあります。

緑地広場の整備と監視所から大浦までの特色ある道路整備を考えています。事業費の4分の3が国庫と県費で賄う事業です。

岩海岸の岸壁を横断して料金所下までの散策路は、非常に危険が伴いますので、考えていません。なお、真鶴半島全域にわたる海岸散策路の提案については、自然系の観光地ということではできており、ある程度の危険は自己責任という中で自然と親しむようなものにしたと考えています。

Q5 図書室の移動と 司書等の配置を

各学校の図書室は、いずれも最上階にあり、子供たちの日常生活の動線とはかけ離れた位置にある。これを登下校に近い教室などに移して、より身近なものにできないか。全部でなくても、一部でも移せないか。また

の祠にいたる参道も、私道とはいえ崩れている。危険を避けるため、一日も早い対策が望まれるが、行政の対応はどうなっているか。

願い書と承諾書もらってあり、開発計画のあった場所の地権者については会社整理に伴い、会社の債権回収機構の担当者とも折衝して、先週の七日に承諾書等が届きました。処分には、一部自己負担を求めたうえで、現在、作業に入っています。参道については、自己管理責任を求め、危険表示の立て看板で注意の徹底を図っています。

また、海岸整備計画について

学校図書室を充実させて、より身近な読書環境をつくれなから。

更に、必要な読書相談や読書指導が適時適切に行われるよう司書または司書教諭の積極的な採用配置をする考えはないか。石川県松任市のように全校に一人とはいかないまでも、小学校に一人、中学校に一人の専任の司書または司書教諭を町単独でも配置できないか。

回答

司書教諭等の資格を有する職員が不足しているのが現状です。

職員は、県の採用であり、有資格者を採用するとは限りません。県の教育事務所では、来年度、職員の研修をする予定です。町としては、保護者の協力を得て、本の整理、本の選別、廃棄等を実施し、また、ボランティアによる本の読み聞かせも行いたいと考えています。

神奈川県は、いま、警察と教職員の人件費を減らそうとしています。今までいた社会教育主事も引き上げて、ぎりぎりのところでやっていこうとしています。しかし、一市三町の下教育事務所管内ならば、一校一人ぐらゐの司書の資格を持った教員

養成はできること。県と市町村が共同してそういうことをやろうということであれば、教育委員会ばかりでなく、予算編成の話になります。幸い西さがみ共和国というのは、この一市三町をカバーしている共和国ですから、そういう場で私も発言していきいたいし、そのような形でこれは解消できないだろうと思っています。

なお、図書室の本は各学級にも持ってきており、今後も充実を図りたいと考えます。図書室の移動については、治安上のこともあり、少し時間をかけて検討していきたいと考えます。

Q6 完全学校週五日制の取り組みは

学校週五日制の趣旨は、「学校、家庭、地域社会が一体となつてそれぞれの教育機能を発揮する中で、子供たちが自然体験や社会体験などを行う場や機会を増やし、豊かな心やたくましさ育てようとするもの」であるとされている。本年四月からの完全学校週五日制の実施に向

けて、町として土曜日や日曜日に子供たちや親子を対象とした社会体験、文化、スポーツの活動、学校施設の開放など、新たな事業の取組み、体制づくりなどの考えは。

回答

完全学校週五日制は、詰め込み教育からゆとり教育への転換であり、児童・生徒の資質や能力が家庭や地域社会の生活の中において深められているという考えに立っています。子供たちが家庭や地域に帰し、子供たちが主体的に活動できる時間を確保し、個性を生かした自己表現を図るためです。

教育委員会では、従来よりこの考えに立ち、青少年対策の事業を実施してきていますので、従来の事業内容をより充実させていくための手だてを固めていきたいと考えています。新たな事業を設けて行うことは、今は考えていませんが、今後の中で必要とあらば、やはりいろいろな事業の展開は考えなければならぬと思います。

とりあえず、四月一日以降、実際の中でどのような展開をされていくか、学校の方には伝え

Q7 防災行政無線について

てありますが、家庭の方に向かって、できるだけ子供たちをこの趣旨に沿った育て方、指導をお願いしていきたいと思ひます。地域に向かつては、各種団体と協力もお願いしながら、子供たちの育成に努めていきたいと思ひます。

防災行政無線の放送は、平時及び災害時に住民への情報伝達の間として重要な手段となっているが、地域によって放送が反響し聞き取りにくい、また聞こえないということを指摘する声も出ている。確かな通信網を確保するについて、聞き取れない地域への整備、方策はどのようなしているのか。

回答

防災行政無線の整備について



屋外子局

は、設置から十五年を経過している施設については、総合計画等によって位置づけをしており、その計画にのっとり順次整備をしています。

平成八年度に親局を町民センターの方に更新して以降、子局が三十六局ありますが、これらについても経年変化、また老朽化具合等を勘案しながら、順次整備を実施しています。

聞こえにくい個所については、保守業者とも現地を確認しながら、スピーカーの位置や機種をストレート型や拡散型に変えたり、小出力の小ゾーン局を普通局に更新しているところです。

来年度においても五基の子局の更新を計画しており、これらもあと二年ほどで完了するのではないかと考えていますので、できる限り難聴ゾーンの解消に向けて今後も努力していきたいと思えます。

放送の際、気象条件によっても相当異なってきますので、できる限り住民の皆様は放送の際には注意して聞いていただければということ、再度ここでお願いをいたします。

Q8 小児医療費について

真鶴町を安心して子育てができる町にしていきたいことが、誰でもお願いである。今、全国的に就学前までの小児医療費拡充制度が広がっている。総合計画の中でも医療費助成の年齢引き上げの検討を行う、とうたわれている。

県と協議を実施すること、国や県での実施までの間、暫定的に町の事業として就学前までの助成を行う考えはないか。また県との協議は昨年から何回行われているか、進行状況を尋ねる。

回答

これは国がやることです。県が県の足し前をしてやる制度を設けるならば、県の制度に乗ります。住民の要望があるなら独自の施策も展開するけれども、国のやるものまで足し前を出してやるつもりはありません。県との協議は、三十七市町村

医療費助成研究会で重度障害者医療費、小児医療費について協議する組織です。通院対象年齢の拡充、ゼロ歳児の所得制限の撤廃、国に対し制度創設への働きかけ等県に要望を行っています。

昨年九月、定例県議会で知事が市町村と検討することを受けて、県所管の衛生部、横浜、川崎市など十一市町の職員で構成される神奈川県小児医療費助成制度協議会が昨年十一月に設立され、十二月に一回目が開催されました。対象年齢、給付方法、所得制限、市町村補助の在り方等の検討を行い、県の制度改正、国への要望など協議しています。

第二回目は、三月二十五日に開催する予定になっています。

Q9 バリアフリー！イマイゼーションの取り組みは

公共施設バリアフリー化について、庁舎の二階までは手すりが無い。トイレも二階と一階には洋式はあるが、三階には洋式トイレすらない。コミュニケーションにおいては、デザインとし

てはよいだろうが、石を使った通路や階段は、高齢者や障害者にとって危険極まりない。

民間交通のバリアフリー化については、JRの駅は十五年度に行われる予定のようだが、バス交通はステップ等が高くて乗りづらい。町としては要望を出しているのか。いないのなら要望すること。

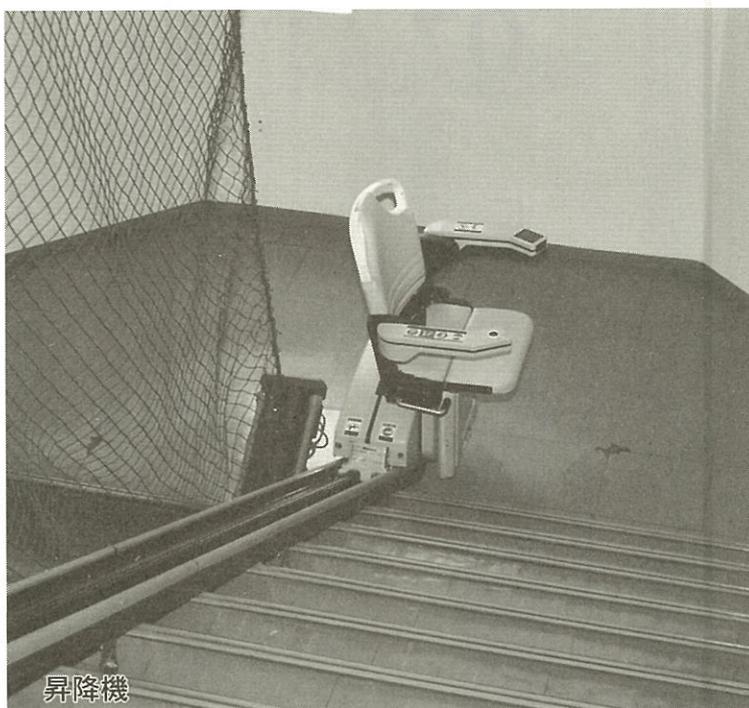
町のバリアフリー、ノーマライゼーションを高め、施設や交通だけでなく住民参加にバリアフリー推進の調査を行う考えは

ないか。

回答

庁舎は昭和四十六年に建て、当時は三階でもエレベーターはなくても良かった。しかし現在は新しくできるものは意を払い、いすで二階に上がれるようになり、ドアを自動化したりして改善をしています。

コミュニケーション真鶴については、裏口から車いすでも、おぶ



昇降機

つて上げられる五、六段の階段で部屋に入れるようになっていきます。

調査は土木管理課が行っている交通体系などで、すべての階段、すべての勾配のきつい坂道には手すりを造っていきます。いちいち調査をしなくても自治会、隣組の人たちと話をして大体わかることですので理解してもらいたい。

Q10 広報の配布方法の変更を

今現在、町広報は新聞折り込みで配られているが、折り込みでの配布ではなく、町全世帯のポストに直接配布という形に変更してもらえないかという単純な趣旨である。もし町広報がポステイングという形になったとしたら、自然な触れ合いの中で行政と町民の信頼を育てる一環になると私は考えているが。

回答

確かに手で配っていただけら

いことだと思えます。ただ私も、いろいろな面で切り詰めています。特に職員、最低限の数で最大の効果を挙げようというところで、もうこの三年、今年も含めて新しく職員を雇っていません。今いる職員にさらにこのような仕事を課すというのは非常に難しい。

広報を出しているからといって、みんな読めるかといった目の不自由な方は読めません。それで今、テープを送っているわけです。六人の方のために十人の方が朗読、録音のボランティアをやっています。そしてそれを届ける。目の不自由な方はそれによって情報を受けられません。

またお年寄りで、身体の動かない方々には毎週一回、食事サービスがされています。これもおよそ四十人の女性が、無償でボランティアをしています。またおよそ二十五人の登録ヘルパーの方々が自宅で待機し、社会福祉協議会等の要請に応じ出動します。

そういう人たちが町民と接触しています。今までやってきた形をすべてポステイングというのは、今のところ考えていません。今一番大事なのは町民の要望もある情報センターをつくる

ということを考えています。

Q11 平成十四年度施政方針について

平成十四年度施政方針五項目について何う。

一点目は、真鶴半島自然公園の保全と利用について。平成十六年五月をもって町に返還されることになった。総合計画の施策の中に、「御林を後世に残す二十一世紀委員会」の発足とありますが、具体案について伺いたい。

二点目は、学校、家庭、地域との連携推進事業として実施される、「学校安全協力員」の創設にいたる経過と実施内容、また「スタデイサポート」については事業内容について何う。

三点目としては、福祉住宅として計画されている、町宮長坂住宅立替事業について、具体的な基本構想と設計から着工、完成までのタイムスケジュールについて何う。

四点目は、遊休農地解消対策及び交流型農業推進の一環として、土地借上げ方式による「ふれあい農園」の開設が始まるが、

特に交流型農業の推進のための具体的施策について何う。

最後に五項目として、「美しい都市をつくる」をテーマに二日間に行わって行われるイベント企画、まちづくりシンポジウムが開催されるが、この目的として、真鶴町のまちづくりの在り方について、住民とともに確認する機会とあるが、この後の方向性と町民に対する期待について何う。

回答

一点目について、議会では昨年の十二月、真鶴半島利用計画特別委員会が設置されました。行政内部では助役を委員長とする県立真鶴半島自然公園の保全と利用に関する推進会議を立ち上げました。また、関係課の課長や県自然環境保全センターの部長など、関係職員十名の委員構成により、昨年十月より三回ほど会議を開いています。その中ではケープパレス、サボテンランドの既にある建物を有効利用していくことを当面の課題として検討しています。今後は、議会の特別委員会と行政内部の推進会議、そして住民参加の三位一体で考えていきます。「御林を後世に残す二十一世紀委員会」については、まだ確定はしていませんが、関係する観光協会等の団体、あるいは公募による住民参加なども合わせて考えた中で立ち上げていきたい。

二点目はまず、学校安全協力員制度の創設について、現在教育改革が大きな流れの中で進められています。地域教育力については、もう既に三校ともに人材の活用も含め、それなりの効果を上げさせていたのですが、昨年の六月八日に大阪の池田小学校で大きな事件がありました。学校開放とか開かれた学校、つくり水を差す形になり、問題が他に進みいろいろな議論もありました。今まで進めてきたものをできるだけその維持を図りながら、地域の皆さんのご協力、また教師の積極的な監視等を図る中で、できる行政側の努力、設備もしましたが、それで答えがでる問題ではなく、子どももいろいろ考えた中で、各学校で十五人前後の町民の皆さんに協力をいただいて、子供たちが登下校の際に声をかけていただく。またいろいろな場面で励ましや、あるいは、万が一不審者等があったときには、学校、教育委員会、町、警察へ通報していただくことや交通安全

も兼ねて協力いただけるような方。またこれから先のことになるかと思いますが、学校完全五日制の中で、放課後の子供たちの対応等、いろいろな場面が想定できませんが、地域教育力を活用させていただいて、子供たちに学校教育という範囲だけでなく、家庭、地域が三者連携の一つの活用の試し、試行的な形で事業ができないかということ、今回この制度を設けたいということ、期待どおりに運ぶかどうか多少不安はありますが、昨年十月にスタートした学校評議員制度と両輪の形で進めていきたい。

スタデイサポートについては現在、真鶴小学校において県の費用負担によりIT・チームティーチングの配置が行われています。試行という形で少人数学級の指導を算数を主に行われています。この目的はより個性に応じた教育を行い、学力の補強とその充実化を図ることです。

県からの人数制限や時間数制限もあるので、今回もつと成果も挙げたいというこちらの希望もあり、町費の単独事業として教員資格をもった方を採用し、県から来る方には五・六年生を、町費単独の方には一年生から四年生の学習指導をしていただく



ふれあい農園予定地

取り組みを本年度から実施していきます。その事業効果を確認しながら、良い結果が現れてくるようであれば、中学校や岩小学校にも進めていきたいと思っ
ています。

三点目の町営住宅の基本設計については、特定工事として国庫補助の要望を提出しており、その後補助申請をし工事着手となり、五・六月になるかと思
います。期間的には測量が三・四

カ月、地質調査二カ月、基本設計は五カ月から六カ月を考
えています。福祉住宅として、一階部分を高齢者、身体障害者等の特定目的公営住宅として考
えています。

四点目のふれあい農園関係についてはお答えします。場所は町が団体営農道として整備した、新大猿山農道の沿線約九〇〇㎡を借り上げます。これは遊休農地の解消及び農道施設利用の観

点から選定しました。一区画三〇㎡の十区画です。開設後の状況によつては、拡大等について柔軟に取り組みます。利用料は年額六千円を予定しています。また指導員として農家の方に一カ月八千円で、週に一回程度、現地を巡回しながら指導をお願いしたいと考えています。

最後にシンポジウムについて説明いたします。真鶴町は「美の条例」というまちづくりのシステムをつくつてきました。日本各地においても、独自の試みを打ち出す市町村も現れ、その中で国内外を問わず、美しい町を独自の方法でつくることに取り組んでいる都市の事例に触れながら、まちづくりについて考えてみたい。

開催日は五月十八日・十九日、場所は新緑の美しい荒井城址公園。町と商工会、観光協会、住民が一体となったシンポジウムにしたいので、実行委員会による開催を予定しています。詳しくは、十八日はまちづくり条例、美の基準の紹介、夜は野外芸術祭とのジョイント。十九日は宿泊されている方を中心に町歩きを企画、石、山、海の仕事を紹介していきます。経験に基づくまちづくりをメッセージとして伝え合うのがねらいです。

編集後記

本号は、三月定例会「議会だより」です。四月から情報公開制度がスタートしましたが、早速一〇〇件近い申請が行われています。深刻な不況が長期に渡っているため、住民の暮らしと営業は大変な困難に直面しています。いまほど「地方自治の本旨」である、地域住民の暮らしと福祉、健康や安全を守る“の理念と現実が鋭く問われている時はありません。そのために議会は機能や権限を生かして役割を遂行すること、議会の情報公開をしてがんばります。

この議会だよりがその一助となれば幸いです。

真鶴町議会報編集委員会

- 委員長 神野秀子
- 副委員長 奥津光隆
- 委員 青木 透
- 委員 長谷川勝己
- 委員 青木 茂
- 委員 黒岩宏次

